

第三回都市美分科会 会議録

令和 5 年 7 月 21 日

尼崎市都市計画審議会都市美分科会

1 日時

令和5年7月21日(金) 10:00～11:45

2 場所

尼崎市役所本庁舎北館4階 4-1会議室

3 出席委員及び欠席委員

出席委員

会長 増岡 亮

委員 上田 萌子

黒坂 則子

岡本 浩一

車 薫 以上5名

欠席委員

委員 栗山 尚子

中江 研

長村 和美

4 事務局

副市長 森山 敏夫

都市整備局長 田尻 和行

都市戦略推進担当部長 藤井 大輔

都市計画部長 樋上 喜宏

公園計画・21世紀の森担当課長 富田 聡一郎

公園計画・21世紀の森担当係長 篠原 幹生

都市計画課長 赤松 建吾

都市計画課係長 井尻 勝久

開発指導課長 石澤 浩一

開発指導課係長 入江 俊弘

開発指導課係長 前田 昌哉

開発指導課 高岡 雅弘

開発指導課 館沼 史

5 傍聴者 なし

6 分科会の経過

(1) 分科会開会

事務局より開会宣言

事務局より出席委員は5名であり、所定の定足数に達している旨の報告

(2) 会長より会議録署名委員の指名（被指名者：黒坂委員、車委員）

(3) 議事

○施策間連携（意見聴取）

①尼崎市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定について

都市計画課より、具体的な内容の説明

委員からの意見なし

②（仮称）尼崎市みどりの基本計画の改定について

公園計画・21世紀の森担当より、具体的な内容の説明

（発言の要旨）

会 長：当該計画では、ひらがなの「みどり」と漢字の「緑」とを使い分けている。漢字の「緑」は緑地や緑化のことであり、ひらがなの「みどり」には緑地や緑化に加え“暮らし”や“なりわい”が含まれているとの説明があったが、資料冒頭に記載の「みどりの基本計画とは、都市緑地法に規定された市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画であり…」という文章を読むと、ひらがなの「みどり」は緑地や緑化にポイントを絞っているように理解できてしまう。資料の説明を聞いていると、ひらがなの「みどり」と漢字の「緑」との区別ができていないように感じる。所管課としては、人々の活動が含まれているひらがなの「みどり」に重点を置き、積極的に施策を実施していくという理解で良いか。

公園計画：そうである。単純に緑地などの空間があれば良いということではなく、その場所を利用し、生活や仕事に活かすことで、町の暮らしやすさや価値を高めていくことを、この計画のコンセプトにしていきたいと考えている。

会 長：例えば、大きな広場があり樹木が1本だけ植えられているような広場で、子供たちが積極的に遊び活動している。これも「みどり」である。緑地の割合は非常に少ないが、活動としての「みどり」の意味合いは大きいので、当該計画の中では良いものである、ということか。

公園計画：そうである。広場での子供たちの活動は、緑を活用したものであり、我々が考えるひらがなの「みどり」の活動である。

会 長：ということであれば、緑をつくらずとも、人々の活動さえ活発になれば良いと読み替えられると思う。例えば、民間事業者が開発で公園広場を計画する際、子供たちが活発に遊ぶ空間さえ整備すれば、緑地の整備は不要であるという認識にならないか。

公園計画：公園の基本分担の考え方の中で、遊ぶことを主とした空間が多い公園と、憩うことを主とした公園とで使い分けている。市民の様々なライフスタイルの中で、両

方のニーズに答えられるようにしていきたい。また、当該計画の中に、緑があることで人々の暮らしに与える影響も記載しており、この点も大事にしたい。木が1本もない公園は公園ではなく、これらを担保するのが開発基準等であると思う。

会 長：わかった。

委 員：当該計画と都市美分科会との関係でいうと、資料中の「施策1－2 快適な街路樹づくり」と「施策1－3 まち並みの緑化推進」とが、都市景観の形成という点で大きく関わってくると思う。事務局に質問であるが、街路樹も都市景観の大事な要素であるため、「施策1－2 快適な街路樹づくり」に関連し、街路樹の景観の良し悪しについて都市美分科会で議論することはあるのか。また、「施策1－3 まち並みの緑化推進」をこれから進めていくとのことだが、質の高い緑化を行っている事業者を応援していく意味からも、今後の尼崎市まちかどチャームング賞で、これらの事業者を評価できるようにしていければ良いと思う。

事務局：街路樹については、尼崎市都市美形成計画の中にある幹線道路等沿道の基本方針で「沿道の建物や街路樹等が調和した、潤いのある景観を形成する」としており、また、「歩行者のアイレベルの見え方に配慮し、敷地や低層部のデザインに特に配慮する」とも掲げている。これらの整備については、都市美分科会で議論をいただくことは考えていないが、街路樹の整備事業の実施に当たっては、都市美アドバイザーチーム会議で助言をもらい、より景観に即した形で整備を進めていきたいと考えている。また、まちかどチャームング賞の取組については、5年に1回開催しているが、どのようなテーマにするかは開催ごとに内部で話し合いながら、都市美分科会でのご意見も踏まえて決定をしている。今後は、上田委員のご意見を踏まえ、緑に特化したような部門も検討していきたい。

委 員：良い緑化をしている事業者には是非応募をしてもらえよう、検討していただきたいと思う。

事務局：検討させていただく。

委 員：先ほどの会長の意見と同様であるが、ひらがなの「みどり」と漢字の「緑」の定義が少しわかりにくいと思う。「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」は、都市緑地法第4条に規定されており、同条第2項に「基本計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。」とあり、同項第1号の「緑地の保全及び緑化の目標」等の事項がある。もちろん、これ以外のことを当該計画で定めることは良いと思うが、“暮らし”や“なりわい”を含めた「みどり」をひらがなにするのであれば、最初にきちんと定義を示した方が良い。資料の「みどりの基本計画とは」の定義の中で引用している法律の条文からは、当該計画は緑地や緑化のみを念頭に置いているように読める。ひらがなの「みどり」の定義をより広げるのであれば、尼崎市みどりの基本計画はこういう計画である、と言い切った後に、ひらがなの「みどり」の定義を記載する等、最初にきち

んと説明した方が良いと思う。趣旨は理解しているが、「みどり」と「緑」の使い方を条文に照らし合わせたときに、分かりづらい。

副市長：当該計画の中で、ひらがなの「みどり」の定義は何か、それをきちんと示すようご意見をいただきました。法律に示されている漢字の「緑」は領域が決まっているが、それ以外に、当該計画の「みどり」に人々の活動や営みが含まれるのであれば、それらも含めて我々が考えている「みどり」であると、最初にしっかりと定義付ける必要があると思う。この定義の部分については、再度検討し、修正する。

委員：お願いする。

副市長：ここまで、尼崎市都市計画マスタープランと尼崎市みどりの基本計画について説明をさせていただいた。これらの計画が都市美と相互にどうつながっていくのか、特に今から説明させていただく屋外広告物条例の改正とどのように関係するのかといった点を念頭にご議論をいただきたい。前回までの議論では、条例上は公共施設における屋外広告物の設置基準を一律に緩和することはやむを得ないが、その場合でもガイドラインの作成や、エリアを定めて一定の屋外広告物を誘導するなど、景観と安全を意識した基本的な考え方を市として持つべきであるのご指導いただいたと考えている。本日説明させていただいた、尼崎市都市計画マスタープランでいえば、屋外広告物について、地域に応じた許可基準を設定する旨等が記載されており、尼崎市みどりの基本計画でいえば、公園づくりの中で「地域の公園の協働によるマネジメント推進」との記載があるが、こうした活動を支えるためにも一定の屋外広告物の設置を認める必要があるといったように、本市の基本計画とそれを具体化する条例等は、相互に関連しており、市の職員もそういったことは念頭に置いて策定の作業をしているが、こうした関連や整合がしっかりと取れているかという点を確認いただきたいという思いで、最初に2つの計画の説明をさせていただいた。この後の、屋外広告物条例の改正の審議においても、このような観点からのチェックもお願いしたい。

会長：わかった。尼崎市みどりの基本計画の資料の中で、私から追加で質問させていただく。「施策1－2快適な街路樹づくり」について、資料には「検証し、適正化計画を策定する。」と書かれているが、期間としてはどれくらいのスパンで考えられているのか。街路樹というものは、数か月単位ではなく、年単位で検証していくことになると思う。あと、「施策1－3まち並みの緑化推進」の説明の中で、公共施設の事も触れられていた。新築の公共施設であれば、都市美アドバイザー会議で協議するため、色々と意見を出す機会があるが、今後、既存の公共施設の改修工事等が増えてきたときに、緑地の面積が足りていない施設もあると思う。このような場合に、何かしら取組ができるような仕組みができれば良いと思う。これらの点で市として何か考えがあるなら教えていただきたい。

公園計画：「施策１－２快適な街路樹づくり」の期間について、市内の街路樹には高さ３メートルを超えるいわゆる高木と呼ばれる樹木が１万数千本あり、木の種類や植えられている間隔等のデータを整理し、これらを踏まえて街路樹の在り方や適正な計画を作っていくことが、当該計画の計画期間１０年間の第一歩であると考えている。街路樹の総量や管理方法などを整理し、適正化に取り組もうと考えており、具体的なスケジュールでいうと、最初の５年間で状況整理をし、計画を策定する。残りの５年間でどのような適正化を図っていくのか、目標も含めて、当該計画の下に行動計画を造り、スケジュールリングしていこうと考えている。

会 長：それは１０年という期間があらかじめ決められている中での行動計画なのか。あるいは計画を実行していく中で、結果的に１０年という期間になるのか。

公園計画：実際には１０年以上かかると思う。ただし、手当たり次第に手を付けるのではなく、まずは市内全体の街路樹の状況を整理するのに数年間かけ、あとは残りの年数と次の計画の１０年間にも影響していくので、長い目線で街路樹の在り方を定めていきたい。２点目の公共施設の緑地については、県条例や市の条例の中で何らかの基準の適用はあるが、重要なのは設計の早い段階で市内部に情報共有することが重要であると思う。情報共有をしっかりと行った上で、見本となるような緑化、例えば、尼崎市の気候や土地に見合った樹種や、生物多様性に配慮したような緑地を公共施設で計画し、公共施設が見本となるようにしたいと考える。

会 長：新築の案件であれば、それで大丈夫だと思う。既存の建物を改修工事する場合、建物自体は改修されるが、外構計画は見直されずそのままのパターンが多いと思う。まち並みの緑化推進という観点から言うと、これらをもう一度見直す機会があっても良いと考える。公共施設を改修する場合には、外構部分も含んで検討できないか。

副市長：公共施設の場合、それぞれの所管課が改修していくことになる。改修には２つの考え方があり、１つは老朽化しているので建て替えるというものであり、２つ目は耐震性を高める等、建物を長寿命化させるというものである。例えば、２つ目の長寿命化の過程の中で、樹木が伐採されてしまうケースもあり、これらをきちんとコントロールできるのかという意見だと思う。新築時はきちんとコントロールできているが、長期にわたり、例えば２０年から３０年経過した時に、敷地内の樹木が枯れてしまっている問題もあるので、これらをきちんと管理してほしいというご意見だと思う。今後の公共施設の管理の中でどうしていくか検討していきたい。また、街路樹の件についてであるが、街路樹にも寿命や病虫害の被害等もあり、３年ほど前の台風以降、危険な街路樹の撤去を実施している。昔は街路樹を６メートルピッチで植えていたが、樹幹が育ちすぎて逆に間引く必要がある街路樹も出てきている。尼崎市の特性でもあるが、狭い歩道に街路樹を

植えた結果、今の高齢化社会やユニバーサル社会の中で、街路樹があるために移動の利便性の維持ができていない問題もあり、それらも含めトータルで街路樹の在り方を考えなければならないと思う。これらの問題を含め、今後どうしていくのか、具体的には、直ちに街路樹を伐採し若木を植えるのか、道路の両側に歩道があった場合に、片側はしっかり植栽し、片側はどんな人でも通行しやすい歩道にするのかなど、これからはそういう様々な視点での整備が求められていると認識している。ただし、新設の道路ではなく、既存の道路で計画していくので、時間はかかると思う。過去に、我々も通りごとに樹木の種類を決めるなどし、ここはハナミズキの通り、ここはサルスベリの通り、ケヤキ並木の通りなどと計画した実績もあり、そのような街路樹景観も維持しながら修繕する箇所は修繕し、時間はかかるが最終的には目標を達成していく、という趣旨で計画を進めていきたいと考えている。更新期の都市美の在り方は非常に難しいところもあるが、会長ご指摘の通り、新築時にはしっかりやるが、維持・管理の時代に都市美がどう建物の形成に関わっていくのか、という意見であると思うので、今後きちんと考えていきたい。

会 長：よろしく願います。他に質問がないため、これで施策間連携（意見聴取）を終了する。

○尼崎市屋外広告物条例及び尼崎市屋外広告物条例施行規則の一部改正について

事務局より、前回の分科会での各委員の意見・質問を踏まえた変更点の説明

（発言の要旨）

委 員：一般的に、民間広告物の自家用広告物以外を広告媒体と呼ぶ。広告媒体は、広告主が設置の依頼をし、広告代理店がそれを受け取り、建物所有者に費用を支払う仕組みになっている。よって、屋外広告物の設置をやめる時は、広告主がその撤退費用を支払うことになる。歩いている人から特に見えやすい場所等に設置する広告媒体は、昔は需要が結構あったが、今は需要が減ってきている。条例改正をしたとしても、広告主から依頼されることは少ないと予想される。現実的には、自治体から民間企業に依頼があり、その民間企業が屋外広告物を設置するケースがほとんどだと思う。これらを踏まえると、資料の「公共施設への民間事業者の屋外広告物の設置」の１－３の検討結果について、「長期間・独占的に屋外広告物を設置させることはせず…」とあるが、例えば、公共施設に屋外広告物を３年間の期間だけ表示し、撤退した後、次の広告主が見つからなかった場合、どうなるのか。屋外広告物の取付け枠まで撤去されるのか、または、取付け枠は再利用するので無地の状態で置いておくのか。置いておく場合、景観への悪影響が懸念される。

事務局：具体的な対応については、今後も検討していく必要があると思う。現に民間事業

者の広告物で広告主が撤退した後、広告の枠等だけが残されるケースもあり、その場合は倒壊等の安全面と景観面の問題が懸念されるため、その都度指導している。公共施設の場合、そのようなケースは避けたいと考えており、次の広告主が見つからなければ取付け枠も撤去せざるを得ない考える。

委員：屋外広告物を取り付けるための枠を取り付け、撤退するときはその枠まで撤去するということが良いか。

事務局：他都市の事例を見ていると、設置費用と撤去費用を含んだうえで入札するようになっている所もあり、本市もそのような方法になるかと思う。

局長：広告主側からすると、3年という期間では短いのか。

委員：取付け枠が元々設置されており、広告物のみを表示する場合、3年という期間でも良いと思うが、枠の取付けと撤去までの費用も込みであれば、ほとんど需要は無いと思う。

局長：例えばどれくらいの期間であれば良いか。

委員：表示する場所や屋外広告物の仕様にもよる。壁面に板状の広告物を設置するのであれば、あまり費用は掛からないと思うが、規模が大きなものになればそれなりの構造が必要であり、費用も大きくなる。それを3年間で撤去し、次に違う広告主が決まれば、同様の費用が掛かってくる。また、建築物の構造への負担も懸念される。例えば10年間の契約としたところで、入札する広告主が出てくるのか、それもわからない。

事務局：他都市で成功している事例もあるので、調査して決めていきたい。

委員：例えば、歩道橋にシート状になっている広告物をヒモ等で縛り付けて設置するのは、手間が全然違う。建物の壁に表示し、撤退するので無地のままにしておくと、景観面の問題がでてくるため、検討が必要であると思う。

事務局：現実的な需要も含め、期間等を検討していきたいと思う。

委員：自治会等が、禁止地域にいわゆるスポンサー広告を置くことを可能とする改正について、ガイドラインを策定し、市が関与していくという点であるが、尼崎市と協議する義務を条例に置くことは難しいか。例えば、まちづくり等の条例で「協議することとする。」という条文を置くことは良くあると思うが、端的に屋外広告物条例の中で、協議義務を置くことは難しいのか。

事務局：協議義務を置くことは可能であるが、今回のような広告物を設置する場合、事前に関係指導課に相談していただくことが多く、コントロールを図ることができるため、協議義務を課すことまでは考えていない。

委員：結局、関係指導課と協議するのであれば、協議義務を置くこととどう違うのか。

事務局：協議義務を課さなくても、事実上そういった協議が行われるので、そこで対応できると考える。

委員：今回は条例改正である。条例の改正で、ガイドラインの話は出てこないと思う。

通常、協議義務を置き、その中でガイドラインにより協議するということになる。
今回、協議義務を置かないのであれば、どのような形になるかが気になる。

局長：事務局の説明は、事務の手続き上、協議が義務化されていることと同じであるという説明である。協議義務という文言を明記することで、協議先にしっかり伝わるようであれば、文言として明記するべきだと思う。

委員：どういう文言かは別として、どのような形になるのかが気になった。実際に協議するのであれば、「協議することとする。」という文言を入れても良いと個人的に思ったのでご意見申し上げた。

事務局：協議義務を明記する方向で進めたい。

会長：意見ということではないが、今後のガイドラインの中身について、夜間景観の観点から、屋外広告物の照明計画は夜間への影響も大きいので、照明の照度や色等をガイドラインに含めていただきたいと思う。

事務局：他都市のガイドラインに、夜間景観について言及しているものもあり、今回お示ししたガイドライン（イメージ）にはそこまで書ききれていないが、夜間景観についても検討し、ガイドラインに含めていきたいと思う。

会長：お願いする。あと、資料１６ページのエ（ｄ）に建築物外周部の立上り（パラペット）と記載されているが、パラペット等とするか、パラペットという文言は無くても良いのではないか。パラペットは建築物の小さい立ち上がりから実際１メートル～２メートル程度のものまであり、パラペットに限定する必要は無いと思う。

事務局：表現について検討し、修正させていただく。

委員：資料１２ページに屋外広告物の管理者の資格が記載されている。これはお願いであるが、この資格の要件に我々が全国組織で実施している「屋外広告物点検技能講習修了者」を含めていただきたい。点検技能講習修了者になるには、５年以上の工事経験が必要な資格である。管理者の資格要件としても、充分であると思うので、是非ともお願いしたい。

事務局：承知した。含める方向で検討する。

委員：公共施設にある街灯利用の屋外広告物についても、ガイドラインに記載を行うとのことであるが、公共施設の場合でも運用としては資料２０ページにある民間の街灯利用広告物の基準と同様という考え方で良いか。

事務局：そもそも公共施設の場合、市が使用を許可した上で設置するので、民地に自由に設置するのと比べて、より市が関与できると考えている。ガイドラインの方で街並みや景観に即したものを事例として定め、その趣旨に合致したものであれば設置を認めるとすることで、市としてコントロールをしていきたい。

委員：具体的な個数や面積、表示内容についても検討されているのか。

事務局：今後検討していくことになる。

委員：内容については、資料２０ページかにある民間の街灯利用広告物と同様程度なのか。それともまだ、検討中なのか。

事務局：基本的には同様であるが、ガイドラインでは色彩等、表示内容にも踏み込んで指導をしていければと考えている。

局長：資料２０ページには民間の街灯利用広告物で面積１平方メートル以下と記載しているが、設置する道路の建築限界を勘案しながら、効果的に表示するようにしたい。これらをガイドラインにしっかり書き込んで、実際に許可するときもこのガイドラインを基に許可していく手続きにしていきたい。景観を著しく損ねるようなものを設置しないという点は、しっかり守っていききたいと考えている。

委員：わかった。

会長：他に質問がないため、これで審議事項を終了する。

○各審議終了後、事務局から今後の進行等について説明

(4) 分科会閉会

会長から閉会宣言

以 上